

【資料編】

- 資料 1 議会基本条例評価検証シート・・・・・・・・・・・・・・・・
- 資料 2 瀬戸市議会基本条例の評価検証に係る報告書・・・・・・・・
- 資料 3 市民との意見交換会実施要綱（改訂版）・・・・・・・・
- 資料 4 瀬戸市議会政策検討会議イメージ図・・・・・・・・
- 資料 5 議員定数等検討報告書・・・・・・・・

瀬戸市議会基本条例の評価について

第1章 総則

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第1条 目的 この条例は、議会及び議員の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めるとともに、議会機能の強化を図り、市民の負託に的確に答えていくことにより、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。		<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に対する評価・検証は常に必要である。 ・市民の負託に応えるための取り組みを継続し、議会機能をさらに強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的意識を持って、日々の活動に繋げていくことがその達成のために必要な事であり、そのための取り組みが必要である。
第2条 最高規範性 1 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に反する議会に関する条例、規則、告示等を制定してはならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例を最高規範とし、他の条例等の制定はしていない。 	
2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。	◇一般選挙後、初当選議員、全議員（講師：龍谷大学土山教授）に研修実施	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員対象に議会基本条例の理念を浸透させるための研修を実施した。 ・各議員がこの議会基本条例の検証を行うことで、この条例の理解が深まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、評価検証結果も研修材料に加える。

第2章 議会と議員の活動原則等

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第3条 議会の活動原則 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営に努める。	◇一問一答 ◇ネット中継 ◇正副議長選挙における所信表明演説	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に開かれた分かりやすい議会運営に努めている。 ・会議のあり方については、常に検証し、改善していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴しやすい環境整備。 ・学生や子育て世代などの議会に対する関心を高めるための取り組みを行う。
(2) 積極的に情報の公開を図り、市民に対する説明責任を果たす。	◇広報広聴協議会設置	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な情報発信やせとまちトーク、議会情報番組などで市民との距離は縮まった。 ・市民意見をどう政策に反映し、市民に対して説明責任を果たすか課題もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会において、議会としての説明責任の果たし方を今後も検討・改善していくべき。
(3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対し、適切な市政運営が行われているか監視し、評価する。	◇予算決算準備会	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算準備会をしっかりと行っているが、日程や資料提供等において改善が必要である。 ・監視については適正に行われているが、評価についてはその手法や基準が不明瞭である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横断的な事業に対する予算決算準備会の開催。 ・評価方法、評価基準を明確化し、事務事業評価シートの作成が必要。
(4) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるために必要な政策立案及び政策提言を図る。	◇意見交換会を起点とした政策サイクル	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との意見交換会など、意見のまとめ方や参加者の固定に課題もある。 ・未だ市民意見を起点とした政策サイクルの確立までには至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会任期を2年と定め、政策提言を行うまでのプロセスの構築を図る必要がある。
(5) 合議制の機関であることに鑑み、意思決定に当たっては、議員間の自由討議を積極的に行い、課題に関する論点・争点を明らかにし、合意形成に努める。	◇自由討議の場の確保	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input checked="" type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議の場は確保されているが、議員間討議は消極的である。 ・習熟度を上げる研修を受講しているが、活かしきれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土山先生よりご教示頂いているよう、自由討議を結論より遠い時点で行う。 ・自由討議を行える仕組みづくり、環境づくりが必要。
(6) 議会の役割を追求し、絶えず議会改革に取り組むものとする。	◇議会改革推進特別委員会設置による議会改革の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会は鋭意努力している。 ・各議員が議会改革に取り組む意識を持っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討事項について、議会改革で取り組む。終わりはない。 ・特別委員会と議会運営委員会との扱う案件のすみ分けが必要。
(7) 専門的な知見の活用、政策提言等に必要研修若しくは視察を行うことにより、議会機能の強化に努める。	◇議員研修（土山教授、小西教授、牛山教授、浅海所長）	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・分野ごとに目的を明確にしつつ、計画的に研修が実施されている。 ・講師陣としては上々であり、議会改革の実践に即した研修ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の成果が出たなら新たな展開も考えてもよいのではないかと。議員研修を活かした政策提言の見える化。
第4条 議員の活動原則 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 議会は言論の府であり、かつ合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を積極的に行う。	◇自由な議論の場の確保	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議の場は確保されているが、実質的な議論はできていない。 ・様々な会議では、前向きな議論がされているが、合議制という観点では十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な場面での自由な議論の展開と環境づくりが必要。
(2) 市民の多様な意思及び意見の把握に努める。	◇報告会、意見交換会、閉会中の委員会活動	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な意見全てを聴ききれないのは仕方ないが、地域に向くなど取り組みはされている。 ・せとまちトークの参加メンバーが固定化され始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性・各種団体などの声を集める工夫が必要。 ・議会政策サポーター制度
(3) 市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むものとする。	◇政務活動費による調査研究 ◇閉会中の委員会活動	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の調査研究から太陽光、債権管理、8020などの条例制定に結びついている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・系統的な調査研究、勉強会を積極的に行う。議員図書館を積極的に利用する。 ・委員会での活動予定及び活動目標を市民に公開する。
(4) 議会の構成員として、一部団体及び地域の課題解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動する。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・議会として市民全体の福祉の増進を目指して活動するよう心掛けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に対し、議員全員が、進捗状況を含め情報共有することが必要。
(5) 自己の資質を高めるため、不断の研さんに努める。	◇政務活動費による調査研究。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費によるもののみならず、各議員が自己研鑽に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価を実施していく。 ・市民（第三者）の評価を聴く

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(6) 市民の負託を受けた代表であることを常に自覚し、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行する。	◇政治倫理要綱の制定	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・高い倫理観を持っていると思うが、要綱の見直し時期にきているのではないか。	・政治倫理要綱の見直しと条例化
第5条 委員会の活動 1 委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴協議会をいう。以下同じ）は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。	◇委員会からの提言 ◇常任委員会の任期を2年に ◇条例（債権関係） ◇予算決算準備会	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・委員相互間の自由討議は活発とは言えないが、委員会を2年任期となり、政策サイクルを意識して委員会からの提言などを出している。	・委員会活動の2年間の活動フローの見える化。 ・政策討論会等の設置
2 委員会は、その所管事項の調査及び付託された議案等の審査を行った結果、必要があると認めるときは、委員会として所管事項の調査にあつては所見を、議案等の審査にあつては意見をそれぞれ付するものとする。	◇閉会中の委員会の開催 ◇視察への理事者同行 ◇視察報告書のとりまとめ、理事者との意見交換 ◇研究テーマに基づいた調査研究	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・委員会として所管事項調査や政策提言などを積極的に行っており、以前と比べかなり精力的に取り組んでいる。	・視察項目についての理事者との意見交換をさらに積極的に行う。 ・委員会活動の2年間の活動フローの見える化。
3 委員会は、必要に応じて参考人又は専門的知見を有するものを活用し、政策提言の内容の質を高めるよう努めるものとする。	◇専門的知見の活用（医師会・包括センターヒアリング）	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・専門的知見の活用はできているが、政策提言までは結びついていない。 ・参考人制度は活用できていない。	・専門的知見を政策提言に活かすプロセスの構築。
第6条 会派 1 議員は、議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって会派を結成することができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・理念を共有した議員が会派を構成している。	
2 会派は、政策立案、政策提言等を行うための調査研究を積極的に行うものとし、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・会派として調査研究は行っているが、会派間や無会派との調整に課題がある。	・会派、無会派、全体の意見の調整の工夫。 ・政策討論会の設置

第3章 市民と議会の関係

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第7条 市民参加及び市民との連携 1 議会は、会議等を原則公開するとともに、市民に対し議会に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。	◇議会だより、こんにちは！瀬戸市議会です、せとまちラジオ、facebook、ホームページによる情報発信 ◇市民との意見交換会（平成30年度までは議会報告会と意見交換会を定例会閉会后交互に開催）	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・様々な媒体を利用して、オール議会で情報発信している。	
2 議会は、市民に対し議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、市民の意見を的確に把握し市政に反映させるため、市民との意見交換会を開催する。 平成31年4月1日改正 (改正前 定例会閉会后、議会は当該定例会で行われた議案等の審議の経過及び結果を市民に報告するための議会報告会と、市民との意見交換会を交互に開催し、市政に市民の声を反映させるよう努めるものとする。)	◇年2回の市民との意見交換会の実施（平成30年度までは議会報告会と市民との意見交換会を定例会閉会后に交互に開催）	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・市民との意見交換会を開催し、市民意見を起点とした政策サイクルを意識した活動をしている。	・意見交換したい各種団体等を公募する期間を設ける。 ・参加の対象や層を広げるため開催方法を工夫する。 ・市民の意見要望に対する議会の対応などを市民に分かりやすく伝える。
3 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。 平成31年4月1日追加	◇市民との意見交換会実施要綱制定 平成31年4月1日制定 令和元年10月1日要綱一部改正	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・市民との意見交換会の要綱を制定し、必要があれば見直しを図っている。	
4 議会は、委員会において参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	◇必要がなかったため実績なし	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・参考人制度及び公聴会制度はあるが、活用されていない。	・実施に当たり費用弁償などの運用詳細ができていない。
5 議会は、請願を「市民からの提案」、陳情を「市民からの意見」と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、当該請願又は陳情の提案者の説明及び意見を聴く機会を設けなければならない。	◇瀬戸市議会請願及び陳情取扱要綱制定 平成28年4月13日施行 趣旨説明者 16名（令和元年9月時点）	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・市民の方から直接の意見や提案を受ける仕組みが市民に周知されつつある。	・市民以外の陳情を受け付けることの検討。
第8条 広報広聴の充実 1 議会は、議会の活動に関する情報を、議会だよりで定期的に市民に公表するとともに、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会と市政に対しより多くの市民の関心が高まるよう議会広報活動に努めるものとする。	◇議会だより、こんにちは！瀬戸市議会です、せとまちラジオ、facebook、ホームページにより情報発信。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・議会だよりは、議員が主体的に市民に分かりやすい紙面づくりを心掛けている。 ・様々な情報発信を行っているが、多くの市民の関心の高まりは感じられない。	・議会だよりの増ページが必要。 ・議会単独のHPの開設。 ・クロスメディアの手法も必要と考える。各ツールを繋げる。
2 議会は、市民との意見交換会の開催等様々な機会を通じて、市民の多様な意見を把握及び集約するものとし、その意見を市政及び議会運営に反映するよう努めるものとする。	◇意見交換会を起点とした政策サイクル	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・多様な意見を集約し始めたが、市政に反映するまでには至っていない。	・サイレントマジョリティへの意見聴取への挑戦。議員と意見交換したい各種団体や市民グループを募集していく。学生との意見交換会の開催。

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
3 議会は、議会の広報広聴活動を充実させるため、全議員で構成する広報広聴協議会を置く。	◇広報広聴協議会において広報部会・広聴部会を設置 平成28年5月6日施行	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・広報広聴協議会を設置し、各作業部会が精力的に活動している。	・広報広聴協議会理事会での役割の整理。
4 広報広聴協議会に関し必要な事項は、別に定める。	◇瀬戸市議会広報広聴協議会に関する規程制定 平成28年5月6日施行	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・要綱に基づき、広報・広聴ともに作業部会を設け、それぞれが活動を担っている。	・要綱についても実情に合わせて検証する。

第4章 市長等との関係

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第9条 市長等と議会との関係 1 議会は、市長等との健全な緊張関係を保持しながら、事務執行の監視及び評価その他議事機関としての責務を果たすものとする。	◇予算決算準備会の実施 ◇詳細な議案説明の要求	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・予算・決算準備会において、論点整理し、審査に臨み提言等に結びつけている。 ・監視や評価について情報や資料が不足している。	・審査や評価に必要な資料の提出を理事者側に求めている。
2 議会審議において、議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・各議員が各々緊張関係を保持している。	
(1) 議会での一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。	◇一問一答方式で実施	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・一問一答方式が適切に運用されている。 ・論点及び争点が明確になっていない例もある。	・効率化の点では質問時間の見直しをする必要がある。
(2) 市長等は、議員の質問等に対して、本会議及び委員会において反問することができる。	◇瀬戸市議会反問権実施要綱制定 平成28年6月10日施行	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・市長等に反問・反論権を付与しているが、実施されたことはない。	
第10条 市長による政策等の形成過程の説明 1 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。	◇瀬戸市の行政計画策定における議会意見の反映（全員協議会において理事者から説明）	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・政策形成過程における議員の参加や関与が不十分で計画への議会意見が反映されていない。 ・議会説明が事後報告になる事もある。	
(1) 政策等を必要とする背景		<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・施策の必要性の論議は行政と議会は常に共有すべきであり、計画策定の段階から議会へ説明、意見交換する。	
(2) 提案に至るまでの経緯		<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・提案に至るまでの経緯は重要であるが、そのプロセスについて、疑問を持つ事もある。	
(3) 市民参加の実施の有無及びその内容		<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・パブコメの実施など行っているが、それをもって市民参加とするには不適切な事案もある。	・市民とも問題意識の共有を図る努力をする。
(4) 瀬戸市総合計画との整合性		<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・事案において総合計画との整合性については明示されている。	
(5) 財源措置		<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・財源措置に関して、市民への説明は十分行う必要がある。	
(6) 将来にわたる効果及び費用		<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・将来にわたる効果及び費用は、各政策等において市民へ分かりやすく説明する責務がある。	
2 前項の規定に基づき説明を求める政策等のうち、計画については、市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な方針その他基本的な事項を定める計画の策定、重要な改定、その他議会が求めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・説明を求めているものの、十分に答えているとは言い難い。	・議決事項の追加が必要か検討する。
第11条 予算及び決算における政策説明資料の提出 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条第1項の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出に努めるよう求める。	◇事務事業評価の実施を申し入れ ◇当初予算概要、決算報告書が改正された	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・予算、決算の説明資料は、わかりやすくするよう工夫されてきている。 ・議会側から事務事業評価シートの提出を求めているが作成されない。	・理事者側に事務事業評価シートの作成を要望。
第12条（議決事件の追加） 1 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要と認められるものを議決事件として追加することができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・必要性があれば議決事件として追加していく。今期は、その案件が無かった。 ・基本条例策定時に議会として議論した。	・議決事件とすべきものについて議論し、精査する。

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。	◇事例なし	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・議決事件の追加を行っておらず、条例制定の必要がなかった。	

第5章 議員間での討議による議会の合意形成

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第13条 議会の合意形成 1 議会は、議員による議論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。	◇委員会において自由な議論の場の確保	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・議論の場は確保されているが、議員相互間の自由討議が中心となっていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議（意見交換）を結論より遠い場所で行う。 ・討論を実用的に運用できるよう見直しが必要。
2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民からの提案・意見（請願及び陳情）に関して審議し結論を出す場合は、議員相互間において議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。	◇委員会において自由な議論の場の確保	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・合意形成に努めてはいるものの、議員相互間において議論を尽くすまでには至っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議行った場合、論点が定まらず、可否の結論が見えており、平行線をたどることが多い。 ・自由討議（意見交換）を結論より遠い場所で行う。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第14条 議員の政治倫理 議員の政治倫理は、別に定める。なお、議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、要綱を規範とし、遵守しなければならない。	◇瀬戸市議会議員政治倫理要綱	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・政治倫理要綱に基づき適切に遵守されている。	・市民への説明責任のため要綱の見直し、条例制定が必要か検討
第15条 議員定数 1 議員定数は、別に条例で定める。	◇瀬戸市議会議員定数条例	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他1	・議員定数については、条例で定めている。	
2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。	◇平成30年度議会改革推進特別委員会で議員定数について検討し現行どおりとした	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・議員定数については、議会改革推進特別委員会にて議論を重ね検討した。	・遅くとも改選半年前までに検討することが必要。
第16条 議員報酬 1 議員報酬は、別に条例で定める。	◇瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・議員報酬については、条例で定めている。	
2 議員報酬を改定するに当たっては、市長が瀬戸市特別職報酬等審議会（瀬戸市特別職報酬等審議会条例（昭和41年瀬戸市条例第16号）第2条に規定するものをいう。）の答申を経て提案する場合のほか、委員会又は議員が議員報酬の改定を提案するときは、明確な改定理由を付さなければならない。	◇平成30年度議会改革推進特別委員会で、正副委員長職務を鑑み報酬を増額	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・委員会活動が活発になり、正副委員長の報酬改正を申し入れ、報酬等審議会の答申を経て改正した。	
第17条 政務活動費 1 議員は、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される政務活動費の執行に当たっては、瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年瀬戸市条例第1号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。	◇政務活動報告書において内容を明記 ◇平成30年度議会改革推進特別委員会で検討し、増額することとしたが、予算査定により現状どおり	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費は、厳格な使途が定められており、それに従い適正に執行されている。 ・判例等を注視し、必要に応じて改正する。 	・一括交付となっているが、事後清算も検討すべき。
2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書、視察又は研修に係る調査報告書を公表する。	◇市庁舎情報コーナー、ホームページで政務活動費の収支報告書、領収書及び調査報告書を公表	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・政務活動費に係る書類等は全て提出し、公開されている。	・市民に分かりやすい視察報告書を作成する。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第18条 議会事務局の体制整備 議会は、監視及び調査機能の強化並びに政策立案、政策提言等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	◇議会運営委員会で調査研究事項とし、先進地の視察を行った ◇職員研修を受講 ①議事運営 ②政策法務 ③事務事業評価 ④広報 ⑤政策立案	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・少数精鋭で努力しているが、議会が求める政策立案についてさらなる取り組みが必要。 ・事務局体制充実強化に向けて人員増が必要ではないか。 	・さらなる議会改革を目指すのであれば、人員の増員は必須。
第19条 議会図書室 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	◇先例事例の図書の購入 ◇法務関連図書の購入	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない1 <input type="checkbox"/> その他	・議会図書室の充実が図られている。	・議会図書室を市民へ開放し、議会情報を提供する必要性を検討。

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第20条 議員研修の充実強化 1 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	◇議員研修として次のとおり実施 ①龍谷大学 土山教授 議会活動 ②関西学院大学 小西教授 地方財政 ③明治大学 牛山教授 政策法務 ④みどりのまちづくりセンター 浅海所長 ファシリテーション	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・高いレベルの講師陣が揃っており、研修としては充実している。 ・財政面、スケジュール感など大変な中、専門的知見の研修が計画的に実施できている。	
2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。	◇上記に加えて ⑤災害時対応のためのHUG訓練 ⑥市民と議員の合同研修会 龍谷大学 土山教授他（平成28年9月26日） ⑦課題共有型円卓会議 龍谷大学 土山教授他（平成29年4月17日）	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・その時々に必要な分野の研修会が開かれている。 ・市民参加型の研修は充実していく。	・市民参加型研修の充実。
第21条 予算の確保 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。	◇議会運営委員会で精査し予算要求 ◇タブレット端末の導入 ◇正副委員長の報酬増額	<input type="checkbox"/> 概ねできている <input checked="" type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・政務活動費の増額を求めていく必要がある。	・政務活動費の増額。 ・議会だよりの増額。

第8章 評価検証及び見直し

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第22条 評価検証及び見直し 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、定期的にこの条例の施行の状況について議会運営委員会等で評価検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	◇市民との意見交換会の開催状況を踏まえた基本条例の改正 ◇本条に基づいて令和元年度に基本条例の評価検証を実施	<input checked="" type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない <input type="checkbox"/> その他	・今回の検証が議会基本条例を改めて見直す機会となった。 ・検証する中で出来ている事や課題が見えてきた。 ・評価の仕方は各市様々であり、どのような基準で評価するかが難しい。	・今回の検証の結果を改善に繋げる。

瀬戸市議会基本条例の評価検証に係る報告書

平成29年4月に施行した「瀬戸市議会基本条例 第22条 評価検証及び見直し」において、「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、定期的にこの条例の施行の状況について議会運営委員会等で評価検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としています。

瀬戸市議会基本条例は、瀬戸市議会における最高規範として、これをもとに議会活動、議員活動を行っていくこととなっており、条例施行後、2年経過をし、令和元年、条例に記載されている内容を実施できたかどうかを評価・検証する事としました。

評価するにあたり、令和元年度、議会改革推進特別委員会において瀬戸市議会基本条例の評価検証を行うための手法について検討し、評価・検証シートを作成しました。全議員においてそれぞれ評価検証シートに記入し、会派を構成する議員においては会派において議論した上で会派ごとに評価検証シートを取りまとめ、その全体を取りまとめた上で議会改革推進特別委員会として内容の協議を行いました。

議会改革推進特別委員会として、議員各自が瀬戸市議会基本条例に対し、どのような認識とそれを踏まえた行動がとれているかを評価・検証し、今後の議会、議員活動の方向性を改めて見直すものであります。瀬戸市議会として評価・検証の内容をまとめるとともに、議会改革推進特別委員会としてとらえるべき課題について取り上げ、次年度以降の議論の対象としていきたいと考えます。

評価検証について

議会改革推進特別委員会におきまして評価検証シートを作成し、別紙により全議員に作成を依頼しました。項目ごとに、「取り組み状況等」「評価」「評価の理由・課題等」「今後の取組案・改正の有無」を設け、全議員が記入しました。この結果をとりまとめ、議会改革推進特別委員会で協議し、議会としての評価を作成しました。

評価結果について

項目ごとに評価を取りまとめた結果、「概ねできている」との評価が多くを占める中、「一部できている」、「できていない」と評価されているものもありました。

評価の高かったものとしましては、常任委員会の任期が2年になったことに

に伴い、長期的に調査・研究ができるようになり、委員会内においてじっくりと議論をしたうえで行政視察などが行えるようになった点があります。また、市民の皆さんからいただいた声を議会の政策資源として扱い、市政に反映させる政策サイクルの基点とするための活動「せとまちトーク」について、試行錯誤しながらも進めている点も高い評価でした。

一方、評価が低かったものとしては、議会としての意思決定をするために、議員間での自由な討議をより活発にすべきということでした。こちらについては早期の実施に向けて議会として取り組んでいきます。

今回の評価・検証の結果を踏まえ、「概ねできている」と評価されたものにつきましては引き続き取り組むこととし、「一部できている」、「できていない」と評価された項目は、今後、議会で行うべき課題として、議会改革推進特別委員会等におきまして実施に向けての道筋を検討していきます。

議会改革推進特別委員会での議会基本条例の評価・検証についての協議の日程

令和元年	8月19日	評価・検証の方法について、他市議会の事例
	9月2日	評価シートについて
	10月1日	評価シートについて
	10月9日	評価シートについて
	10月15日	評価シートについて、評価検証方法について
	10月23日	評価検証方法について
	(11月14日	議会運営委員会において全議員に評価検証の依頼)
	12月23日	評価検証シートの取りまとめ
令和2年	1月10日	評価検証シートの取りまとめ
	1月20日	評価検証シートの取りまとめ
	1月27日	評価検証シートの取りまとめ
	2月3日	評価検証シートの取りまとめ
	2月5日	評価検証について(龍谷大学 土山希美枝教授 出席)

全議員研修

令和2年 2月 5日

全議員研修(龍谷大学 土山希美枝教授 出席)

市民との意見交換会実施要綱

1 趣旨

この要綱は、瀬戸市議会基本条例（平成29年瀬戸市条例第1号）第7条第2項の規定に基づき、瀬戸市議会議員（以下「議員」という。）自らが市内の各地域に出向き、議会活動の状況を市民に報告し、市政に関する情報を市民に提供するとともに、議会活動及び市政に対する意見、提言等を市民から聴取することにより、市長その他の執行機関に対する監視機能、政策形成機能等議会の機能を高め、もって市民福祉の増進及び瀬戸市政の発展に寄与することを目的とした市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 意見交換会の開催時期及び回数

意見交換会は、原則5月及び11月の年2回開催する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 意見交換会の開催方法

- (1) 意見交換会は、全議員を4班に分け市内8地区で開催する。
- (2) 意見交換会は、4班がそれぞれ2地区で実施する。
- (3) 開催日時、場所及び班編成は、広報広聴協議会広聴部会（以下「広聴部会」という。）で定める。
- (4) 広聴部会で決定した事項は、広報広聴協議会理事会（以下「理事会」という。）で広聴部会長が報告し承認を受ける。
- (5) 理事会で承認された後、広聴部会長は議会運営委員会で報告し全議員に周知を図る。
- (6) その他意見交換会開催に関する事項については広聴部会で決定することとし、決定した事項については、上記(4)及び(5)の規定する手続きをとる。

4 市民への周知

開催の周知は、広報「せと」、せと市議会だより、瀬戸市議会ホームページ、瀬戸市議会フェイスブック等に掲載案内を掲載する他、自治会等を通じ開催案内を行う。

5 実施体制

- (1) 各班には、代表者を1名置く。
- (2) 代表者は、広聴部会長が広聴部会委員の中から指名または、班の構成員の互選によりこれを定める。
- (3) 会場の設営及び質問に対する答弁は、班の構成員全員が分担して行う。
- (4) 事務局職員は、意見交換会で使用する資料の印刷等、必要に応じ補助する。

6 意見等の取扱い

- (1) 市民からの意見等については、各班でその要点を記録する。
- (2) 広聴部会は、意見交換会の終了後各班の意見等を集約する。
- (3) 広聴部会は、集約した意見等を概ね常任委員会毎に整理し、整理したものを書面及び電子データで政策検討会議へ送付する。

なお、市長その他の執行機関において対応する必要があると認められる意見等については、別途議長を通じ、理事者へ送付する。

- (4) 政策検討会議において市民からの意見等を全議員で協議し、本市の課題として取捨選択し優先順位をつけて各常任委員会へ送付する。
- (5) 各常任委員会に送付された意見等は、原則最優先課題とするが、各常任委員会において他の調査研究事項との優先順位付けをした上で調査研究を行い、その取り扱いの途中経過、協議結果を政策検討会議へ報告する。
- (6) 政策検討会議は、各常任委員会から報告された意見等の取り扱い経過、結果を踏まえ議員間での意見交換を行う。
- (7) 政策検討会議はその結果を取りまとめ、広聴部会に報告する。
- (8) 広聴部会は報告された内容を取りまとめ、次の意見交換会で市民に報告するとともに瀬戸市議会ホームページ等に掲載し、広く市民に周知する。

7 分野別意見交換会

- (1) 分野別意見交換会は、各常任委員会が自ら設定した課題や、政策検討会議から割り振られた課題等について調査研究を行うにあたり、必要に応じその課題に係る各種団体等と行うものとする。
- (2) 意見交換を行う各種団体等は、各常任委員会において決定し、開催日時、場所、実施方法等については、委員長が各種団体等と調整する。
- (3) 分野別意見交換会を行う場合は、委員長から議長へ開催趣旨、日時等を報告する。
- (4) 分野別意見交換会での資料等については、各常任委員会で準備する。
- (5) 分野別意見交換会の会場の設営は、各常任委員会の委員全員が分担して行う。
- (6) 事務局職員は、分野別意見交換会で使用する資料の印刷等、必要に応じて補助する。

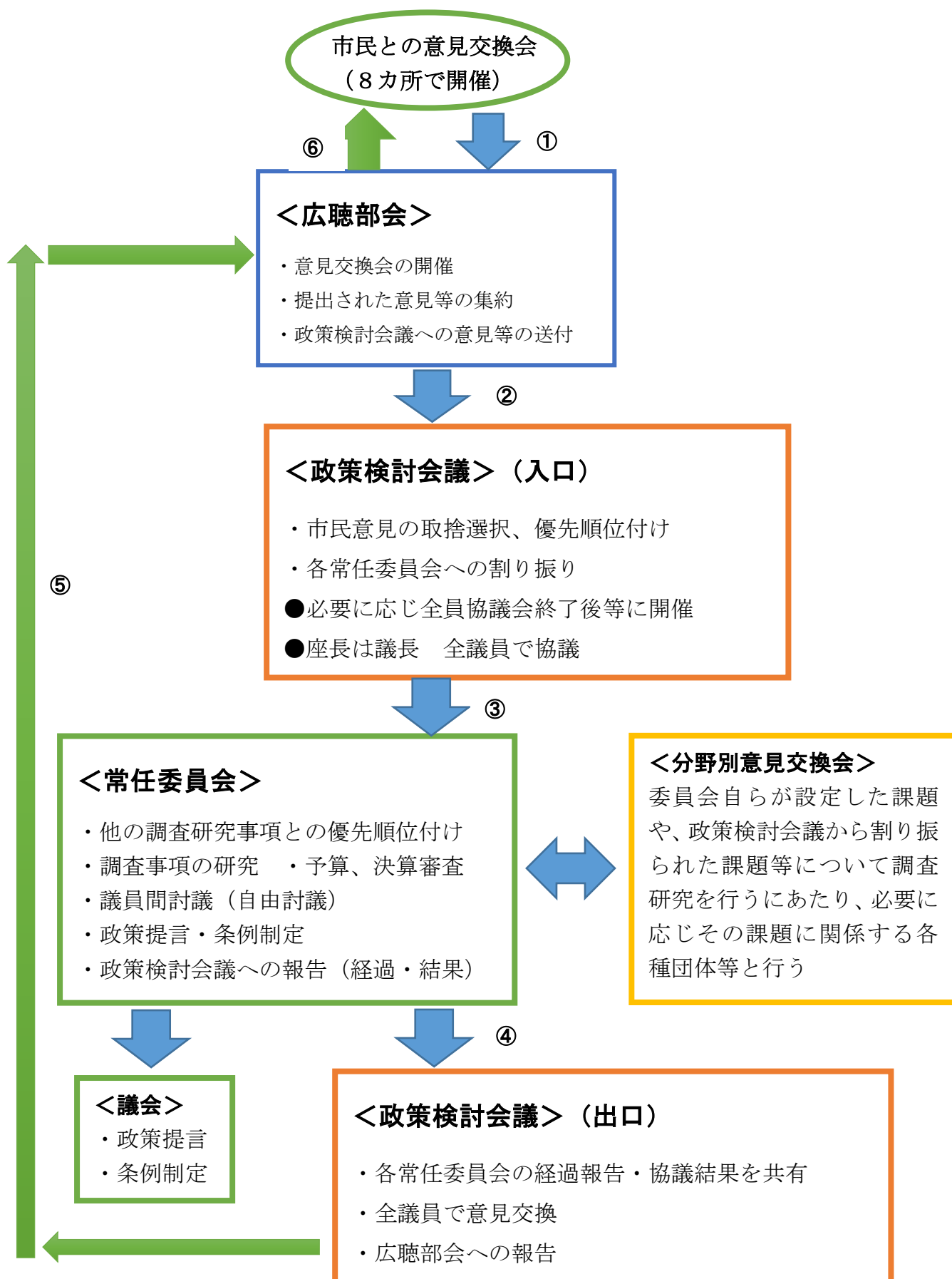
(平成31年4月1日施行)

(令和元年10月1日改正)

(令和2年2月7日改正)

(令和3年3月23日改正)

市民との意見交換会を起点とした政策サイクル



議会改革推進特別委員会における 議員定数についての検討結果報告

令和4年2月1日

瀬戸市議会改革推進特別委員会
委員長 藤井篤保

瀬戸市議会基本条例（平成29年瀬戸市条例第1号）第15条第2項において、議員定数については市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案して検討し、改正を判断することとしている。

次期改選期を考慮し、令和3年度において議会改革推進特別委員会で検討課題に取り上げたものである。委員会での検討に、有識者の知見も踏まえ、次のように結論付けるもの。

1 検討結果

瀬戸市議会議員の定数は、現行の26人が妥当である。

2 検討経過等

(1) 委員会開催

- ・令和3年6月1日 第24回議会改革推進特別委員会
- ・令和3年7月9日 第25回議会改革推進特別委員会
- ・令和3年8月2日 第26回議会改革推進特別委員会
岐阜県可児市議会 川上議員から先進事例の聴き取り
- ・令和4年1月14日 第27回議会改革推進特別委員会
- ・令和4年2月1日 第28回議会改革推進特別委員会

(2) 有識者の知見の活用

- ・令和3年10月4日開催「瀬戸市・尾張旭市・長久手市議会三市議会議員研修」において、東京大学法学部 金井利之教授から「自治体議会の取扱説明書」というテーマでの講義を全議員が受講

3 結果に至った理由

今回の検討に際し、まず議会活動の領域についての認識を共有化するところから着手した。市議会は市民を代表するものとして、地方自治法に基づき議決権を始め様々な権限を有している。これら基本的な権限が適切に行使され、議会の役割を果たしていくことは当然であるが、議会として協議や調整を行う場の範囲も拡大している。

まず、議会活動と議員活動を区分し、当てはまるものを整理した。議会活動は更に領域も整理した。

【議会活動】

○領域 A：本会議・委員会における範囲

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（議会改革推進特別委員会）

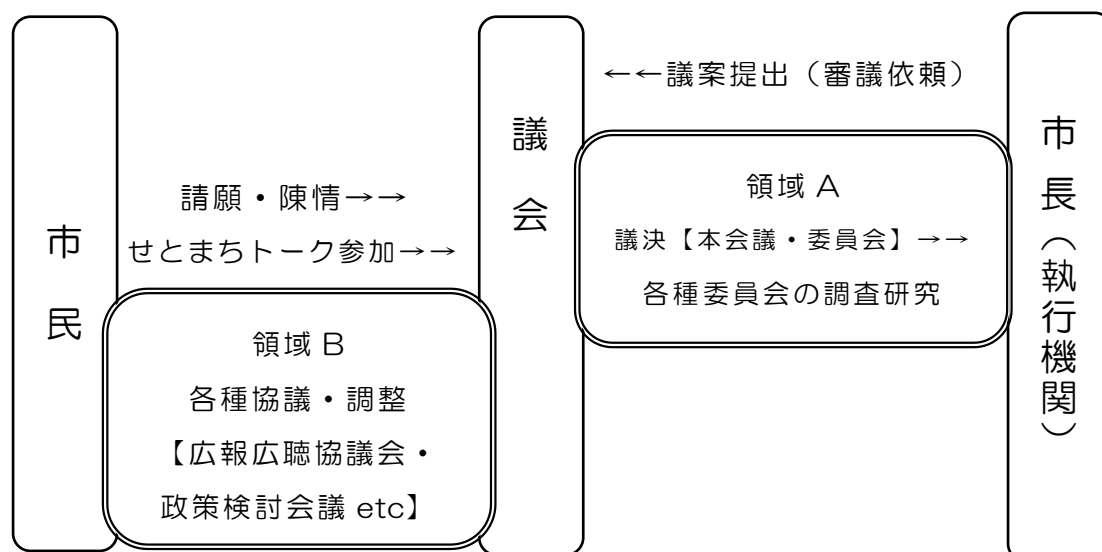
○領域 B：協議又は調整の場における範囲

全員協議会、各派代表者会議、広報広聴協議会、政策検討会議、せとまちトーク、政治倫理審査会

【議員活動】

議案の精読、一般・代表質問、議案質疑の作成、政務活動（調査研究・研修・広報・広聴・要請陳情など）、請願の紹介、行政視察、要望・相談、会派による協議

《議会活動イメージ図》



本市議会は、平成29年4月から議会基本条例を施行している。これは二元代表制の下、政策立案機能及び行政の監視機能を十分に発揮し、市民にとって最良の意志決定を行うことにより、市民福祉の増進を図ることを使命として活動すること、そのために公正性と透明性が確保された議会運営に努め、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の多様な意見・意思を反映できる合議機関として市民の負託に全力で応えていくことを決意したものである。

議会の基本方針から、市民の意見を的確に把握し市政に反映させるため、市民との意見交換会を開催し、政策検討会議という議員全員で市民の意見に向き合う新たな仕組みも構築し、令和3年度から運用を開始したところである。こうした新たな仕組みの構築により、常任委員会での調査研究活動を強化し、議員個々の取組も重厚化している。

また、開かれた議会のための広報活動にも積極的に取り組んでおり、従来の紙面、テレビ、ラジオといった媒体のほか、YOUTUBE などSNSの活用にも議員自らが試行錯誤しながら挑戦的な取組みを続けている。

このように、本市議会として前例がない各種の試みを講じている状況において議員個々の活動量が議会基本条例制定前よりも大幅に増加していることを鑑みれば、定数を削減し、機能低下を招く事態となることは避けねばならない。

議員研修の際に得られた有識者の知見でも、定数が減り議員の活動が低下することで市民からは活動実態が余計に見えにくくなり、何をしているのか分からないという不信に繋がり、それにより更に「議員が多すぎる」という意識が再生産される「負の悪循環」を招くおそれがあることが指摘されている。

客観的な視点として県内類似団体との比較を付け加えれば、人口割や議会費の割合といった項目から見ても多過ぎることはなく、市域の広さを踏まえると妥当であると思われる。(別添資料参照)

以上のことから、1の検討結果のとおり判断するもの。

4 議員報酬について

定数と併せ、報酬についても検討を行った。その中では、議員活動を日にち換算し、基礎額に乗じる「積算方式」、類似団体等の比較により算出する「比較方式」、市政への貢献度により導き出す「収益方式」

といった方式も掲げ意見交換を行ったが、現状の瀬戸市特別職報酬審議会により審議される方式が近隣の動向や市の財政などを考慮していることから最も妥当であるとの見解となった。

5 検討を終えて

いわゆる「平成の大合併」により、地方議会の議員定数は大幅に減った。合併のピークが過ぎてからも、選挙の都度、無投票や定数割れといった事態を受け、定数を減らすという傾向もあり、平成10年と平成30年の比較では定数は64,712人から33,086人（出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」）とほぼ半減となっている。

本市においては合併の影響はなく、議員定数については、平成22年に条例改正し、28人から26人に改め、現在に至っている。その際の経緯について、資料を見返しても今回のような論理的分析がされた形跡は無い。今年度、この議会改革推進特別委員会にて議員定数について分析・検討を行ったが、これは議会基本条例制定後、初の試みであった。

こうした機会を通じ議会活動・議員活動の領域を整理できたことは、市民に分かりやすい議会運営を進めていく上で有用であり、議員一人一人が認識を共有し、活動の質を高めていくことが市民の負託に応える議会の責務であると再確認できたことも今回の成果と言える。

【参考資料】 県内類似団体との比較 (R2. 4. 1 現在)

団体名	人口 (人)	面積 (km ²) (県内順位)	R2 一般会計 歳出予算	R2 議会費 (割合)	議員報酬	政務活動費	議員定数	人口割 ※1
瀬戸市	129,410	111.4 (13位)	387億4,000万円	3億3,366万円 (0.86%)	451,000円	年150,000円	26人	4,977.3人
半田市	119,884	47.4 (25位)	395億6,000万円	2億9,111万円 (0.74%)	460,000円	年150,000円	22人	5,449.3人
江南市	100,478	30.2 (35位)	282億1,800万円	2億8,301万円 (1.00%)	450,000円	年150,000円	22人	4,567.2人
稲沢市	136,467	79.4 (16位)	517億3,000万円	3億5,135万円 (0.68%)	483,000円	年240,000円 ※2	26人	5,248.7人
東海市	114,894	43.4 (28位)	440億1,300万円	3億421万円 (0.69%)	467,000円	年216,000円 ※2	22人	5,222.5人

※1 人口割は、人口を議員定数で除したものの。議員1人当たりの人口を示す数値

※2 稲沢市、東海市の政務活動費は、会派へ交付（無会派の議員は個人へ交付）